

日本に於ける炭礦労働状態に就て

炭礦労働時間問題の概略に於て

日本労働代表顧問 福岡金次郎

110

議長並に同僚代表諸君！日本の労働者の代表者として今問題となつて居る條約案の適用範圍に關して提議せられてゐる修正に就て一言したい。多くの代表並に日本の政府代表はこの問題を歐洲的問題と認むる旨を聲明した。然し私は今や世界の經濟的情勢は著しく變化してゐる。如何なる問題と雖も之を地方的問題と認め得ざる事情にあることを指摘しなければならぬ。石炭坑に於ける労働時間の問題の如き重要問題は、全く一般的な世界の問題として取扱はるべきであり、また斯くすることによつて始めて問題を解決し得るものである。それ故問題となつてゐる條約は、常に歐洲諸國のみならず、この機關の一切の構成諸國に無差別に適用せらるべきものなることを私は主張する。

この條約の世界的適用は特に重要である。何故なれば、既に指過せられたるが如く、日本、印度其他非歐洲諸國の石炭坑に於ける労働條件は、極めて劣悪であるからである。我國の政府並びに雇傭主は日本の炭坑の炭層状況が甚だ不良なるがために、労働者の能率も亦従つて他の諸國に比して甚だ低劣であると主張するかも知れない。然し乍ら、このことを長労働時間を必要とする主張するための論據として用ふることは許されない。日本の多くの石炭坑に於ける気温は華氏百二十度に達してゐる。その上坑内落盤による災害は甚だ多敷である。日本に於ける災害率は驚くべく高く、坑夫百人中災害による犠牲者は五十五人を超えてゐる。尙ここに指摘すべきことは日本の炭坑主は例へば英國の炭坑主に比して、甚だ有利なる立場にある事である。何故なれば、英國に於ては炭坑主は借地料を支拂ふけれども、日本に於てはその支拂を要しないからである。

政府代表は、労働監督の制度が充分に行渡つてゐるから、長き労働時間を正常化すると言ふかも知れない。然しこの點に就いては、日本の鑛山の監督は反對に全く不適當であると言はざるを得ない。何故なれば、政府の報告によれば、年に監督を受ける鑛山の数は、辛じて總数の三割に過ぎないからである。その上、甚だ遺憾な事ながら、監督はこれが必要とする炭坑の最も危険なる部分にまで及んで居ないと言はざるを得ない。何故なれば、炭坑主等は監督官をかゝる危険地域に導かないからであつて、私の同僚労働者等は、重大な肉體的危険に身を曝して働いてゐる場合に於て、未だ皆て監督官に會つた事がないと言つてゐる。日本の坑夫等はかゝる不満足な労働條件の下に於て、平均一日九時間半の長きに亘つて労働してゐるのである。私は日本の雇傭主は如何なる口實以つても日本の労働者は歐洲の労働者よりも長き労働時間に堪ゆる程身體的に優秀であるとは主張し得ないのであらうと思ふ。尙悪いことは、日本には週休制度が法制によつて確立せられてゐないのである。従つて我々は之を主張せねばならぬ。幸にして日下蔓延してゐる産業の不景氣の結果として、日本の雇傭主等は一時的に週休制度を実施するの止むなきに至つてゐる。然しこれは人道的な考慮によつて持ち來たされたのではなくして、専ら經濟的の考慮によつてなされてゐるのであつて、而もたゞ現在の危機を乗り越えるために一時的に採用してゐるに過ぎない。

斯くの如く、日本の労働者は一方には毎日長時間労働せざるを得ず、而も他方に於ては休日なくして一週間を働き通さなければならぬのである。九州の二瀬鑛山中心として熾まりたる労働争議の如きは、全く斯くの如き労働状態に對する反抗に出でたるものである。現時の經濟不況以來、而して週休制度の實施以後、實際の労働日数は一ヶ月二十日を超えない。これがため労働者等は急激なる収入減少を見るに至り、家計上甚だ困難なる情況に投げ込まれる。

我々労働者は無益なる闘争を欲しない。我々は合理的な條件の下に協議するの用意を有して居り、若し必要あらば妥協も又辭さない。然し乍ら、雇傭主等が労働條約の採用に就き合理的な根據の上に協議することを拒絶する場合には、我々に殘されたる道はたゞ闘ふことあるのみである。我々は闘ふことを余儀なくせらるれば、闘ふの準備をも有してゐることを雇傭主等に警告したい。

要之、問題の條約は世界的に適用せらるべき事を私は要求する。

各國事情觀察

會議終了後、福岡顧問は、獨、佛、英、伊、白等の社會、産業事情、労働組合、消費組合、政黨運動等に就いての視察を行ひ、八月二十七日神戸に歸着した。
尙、前會長鈴木文治氏は、副理事に選任された。